

富士吉田市耐震改修促進計画

平成20年 12月
平成28年 4月 (改定)
平成30年 6月 (改定)
平成31年 3月 (改定)
令和 3年 3月 (改定)
令和 8年 3月 (改定)

富士吉田市

目 次

序 章

- 1 計画改訂の背景と目的
- 2 本計画の位置づけと他の計画との関係
- 3 計画の期間

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模・被害の状況
- 2 耐震化の現状
- 3 耐震改修等の目標設定
- 4 市有建築物の耐震化の目標

第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 4 地震時の建築物等の総合的な安全対策の推進
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路について

第 3 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの公表
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催
- 4 戸別訪問による耐震化の啓発
- 5 自治会等との連携に関する事項
- 6 税制の周知・普及

第 4 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 山梨県、富士吉田市、関係団体による体制の整備
- 2 富士吉田市内での耐震化促進体制の整備
- 3 耐震化に関する支援の活用

富士吉田市耐震改修促進計画

序 章

1 計画改訂の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊や火災等により6,434人の尊い命が失われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、約9割に当たる4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など大地震が頻発しており、特に、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。これらの震災を契機に、我が国ではいつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

「富士吉田市耐震改修促進計画」は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物等の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対し市民の生命、財産を守ることを目的として平成20年12月に策定されました。

近年では、本市に影響のある南海トラフ地震や首都直下地震について発生の切迫性が指摘され、その被害は甚大と想定されており、さらなる耐震化の促進が必要とされています。

国は、令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を改正（国土交通省告示第535号）し、目標の見直しや、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本事項の追加等が行われました。

これを受け、本市においても、令和3年度から令和7年度までの第3期計画期間が満了したことに伴い、計画実績を踏まえ建築物の耐震化をより一層促進していくため、本計画を一部改定いたします。

経緯

平成20年12月：平成20年度から平成27年度の8年計画（第1期計画）を策定

平成28年4月：計画を見直し、第2期計画として5年延長（平成28年度～令和2年度）

平成30年6月：新倉河口湖トンネル周辺の整備に伴い緊急時避難路を見直し

平成31年3月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改正

令和3年 3月：計画を見直し、第3期計画として5年延長（令和3年度～令和7年度）

令和8年 3月：計画を見直し、第4期計画として10年延長（令和8年度～令和17年度）

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条に基づき策定を行い、「富士吉田市地域防災計画」や「山梨県耐震改修促進計画」などの計画との整合性を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項を定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年を第4期計画期間として策定し、社会情勢の変化や本計画の進捗状況に応じて、概ね5年ごとに見直しを行っていきます。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

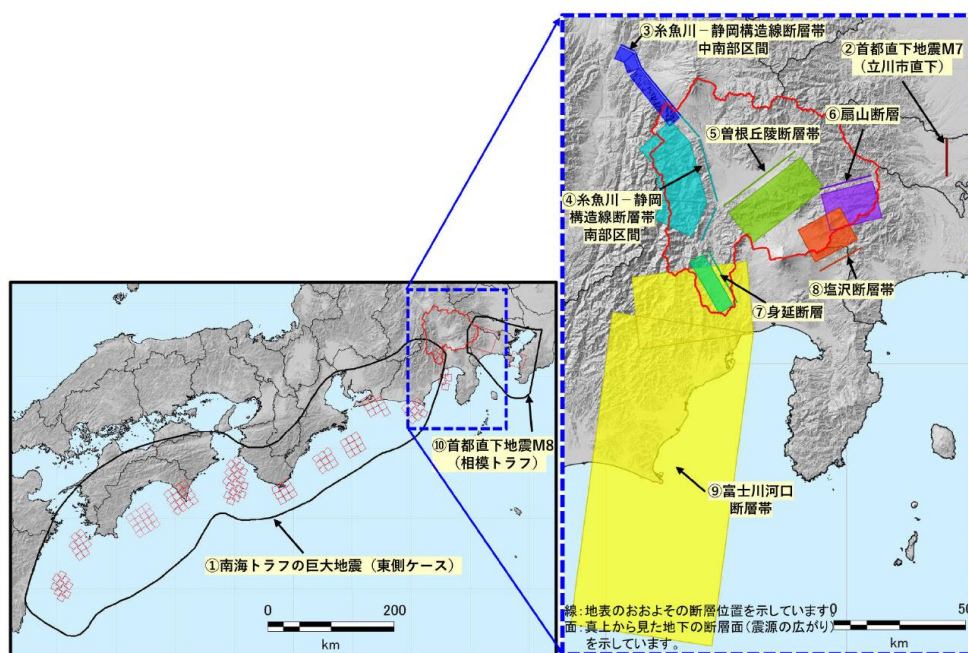
「山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）」において、山梨県に被害を及ぼす地震として、以下の地震を想定しました。

- ① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）
- ② 首都直下地震（M7クラス立川市直下）
- ③ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間
- ④ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間
- ⑤ 曾根丘陵断層帯
- ⑥ 扇山断層
- ⑦ 身延断層
- ⑧ 塩沢断層帯
- ⑨ 富士川河口断層帯
- ⑩ ※【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

※相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震。関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため、発生確率が低いとされていますが、山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としています。

想定される地震の震源分布図

（出典：山梨県耐震改修促進計画）



(1) 想定される地震の規模

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）において、山梨県に被害を及ぼす想定地震のうち、市に最も影響がある地震、市域の最大震度は、次のとおりです。

想定される地震一覧

(出典：富士吉田市地域防災計画)

想定される地震	市域の最大震度
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震度7
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	震度6強
⑤曾根丘陵断層帯	震度7
⑧塩沢断層帯	震度7
⑨富士川河口断層帯	震度6強

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）による想定される本市の人的被害は、次のとおりです。

なお、地震発生時の条件は、冬季18時、風速8m/sで想定したものです。

想定される地震による人的被害想定

(単位：人)

想定される地震	死者	重傷者	軽傷者	合計
①南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	54	72	259	385
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	10	13	40	63
⑤曾根丘陵断層帯	31	35	127	193
⑧塩沢断層帯	17	19	82	118
⑨富士川河口断層帯	94	146	433	673

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年）による想定される本市の建物被害は、次のとおりです。

想定される地震による建物被害想定

(単位：棟)

想定される地震	全 壊	半 壊	合 計
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	1,115	1,594	2,709
首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	179	245	424
曽根丘陵断層帯	672	790	1,462
塩沢断層帯	361	536	897
富士川河口断層帯	1,925	2,483	4,408

2 耐震化の現状

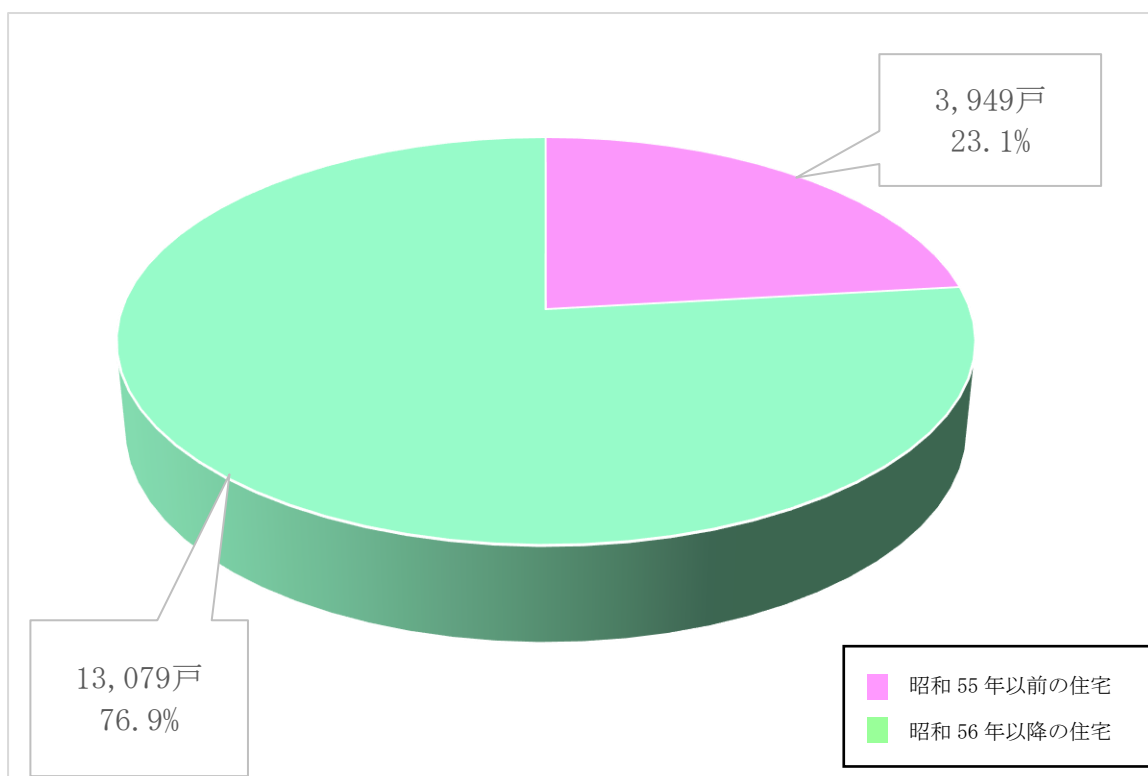
(1) 住宅建築時期別の状況等

平成30年及び令和5年の「住宅・土地統計調査」を基に令和7年度末の住宅数を推計すると、市内の住宅総数は、17,028戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、3,949戸で全体の23.1%を占めています。(表1-4)

建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数				
17,028	昭和55年以前の住宅 ※	3,949 (23.1%)	昭和56年以降の住宅 ※	13,079 (76.9%)



※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正（新耐震基準）されたため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年以前と昭和56年以降で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

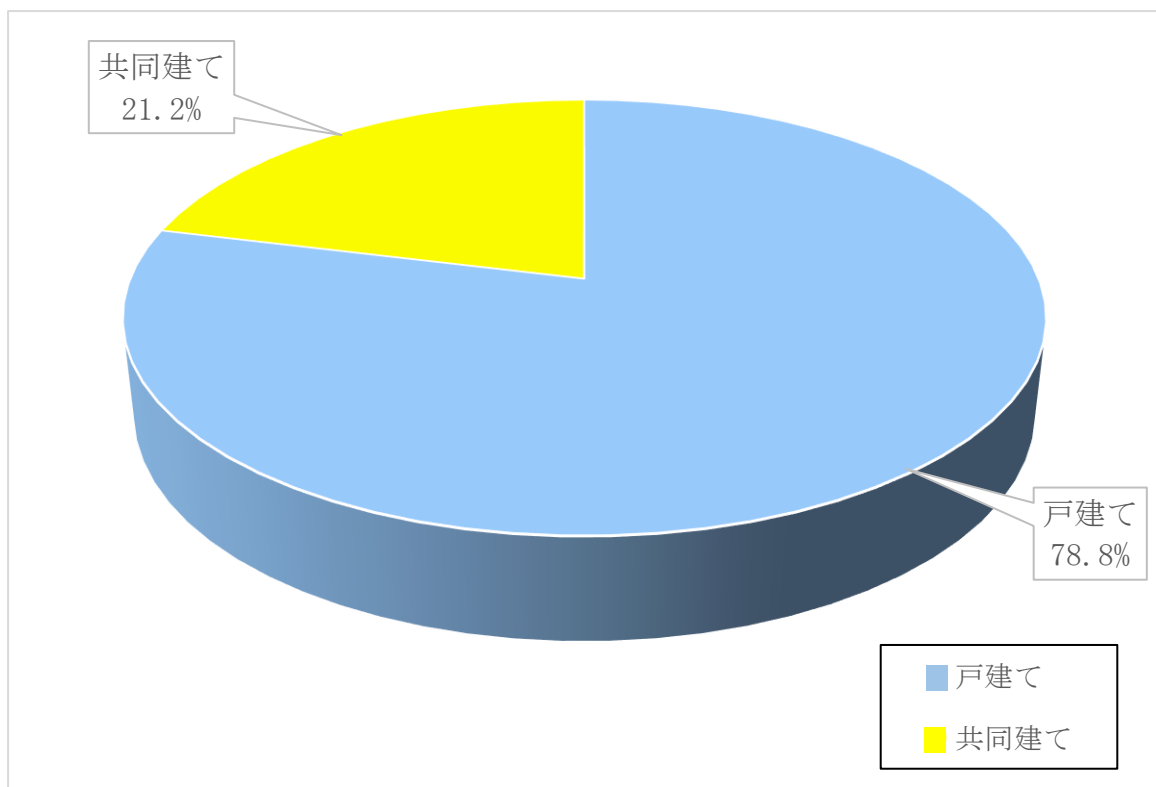
市内の住宅を建て方別に見ると、戸建て住宅が全体の78.8%を占めています。また、戸建て住宅の26.3%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は20.7%です。

一方、共同建てにおいては、昭和55年以前に建築された割合が11.5%となっており、戸建て住宅に比べ新しい建物の割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は2.4%と低くなっています。

建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	① 17,028		昭和55年以前の住宅 3,949		昭和56年以降の住宅 13,079	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
戸建て	13,423	78.8%	3,536	26.3%	9,887	73.7%
共同建て	3,605	21.2%	413	11.5%	3,192	88.5%

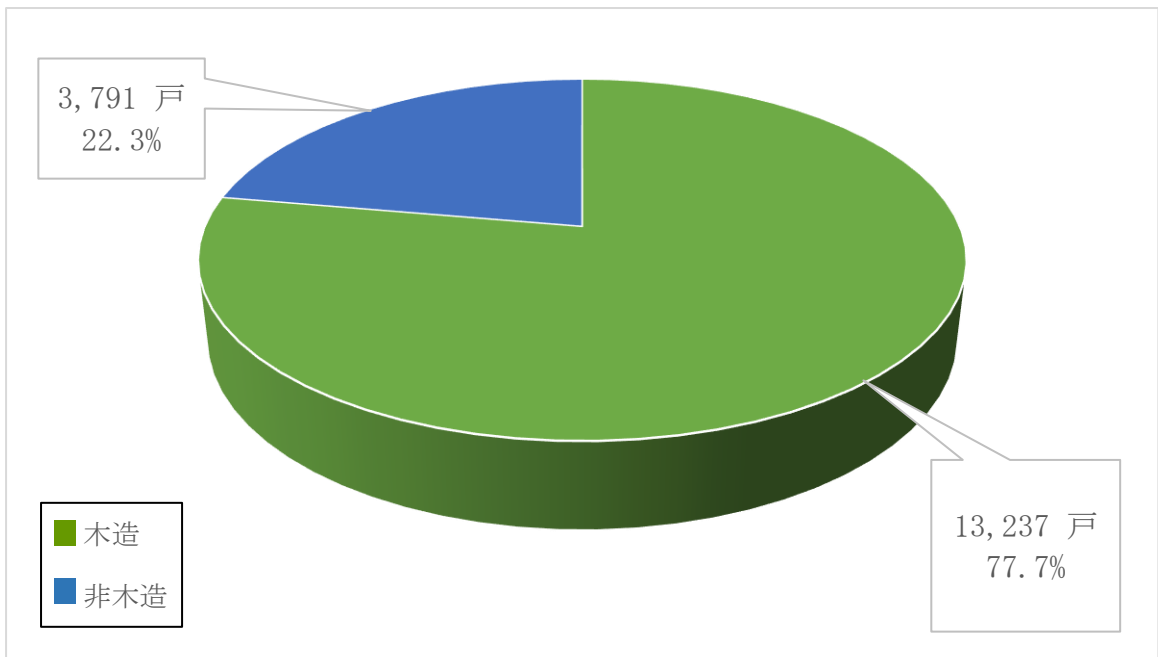


市内の住宅の構造別に見ると、木造住宅は13,237戸あり、全体の77.7%を占めています。また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が3,292戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の83.4%を占めています。

構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	13,237	77.7%	3,292	83.4%	9,945	76.0%
非木造	3,791	22.3%	657	16.6%	3,134	24.0%



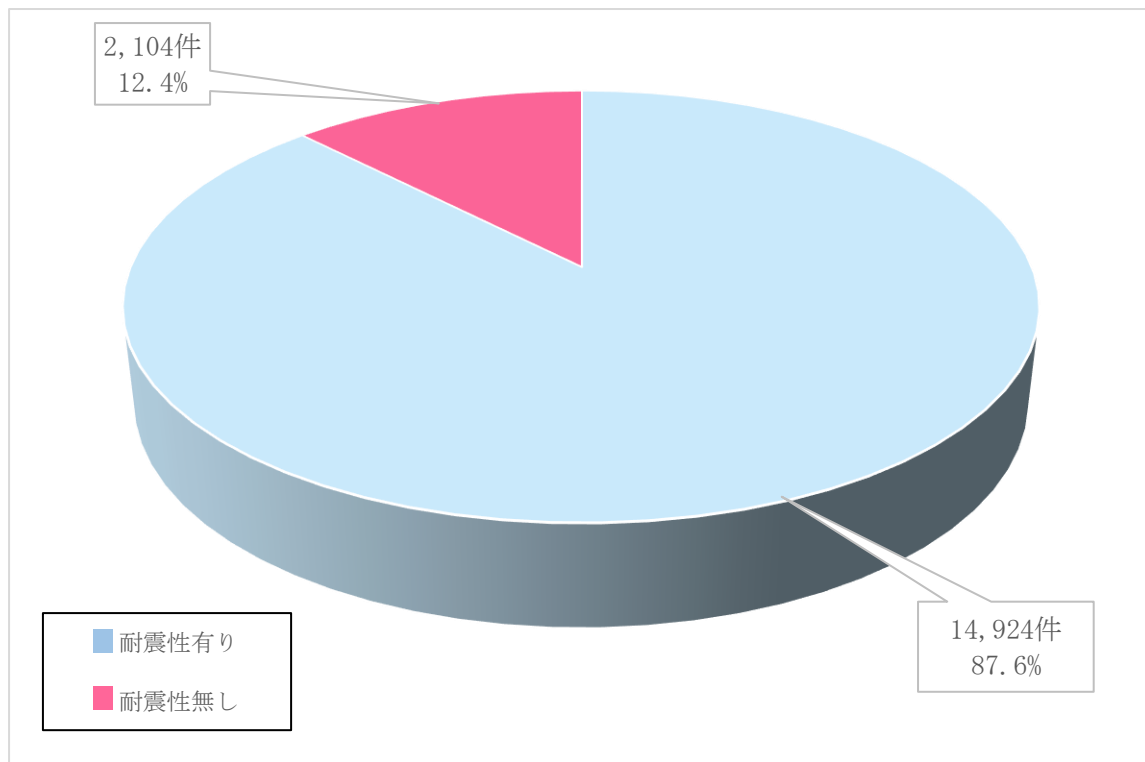
(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性を有する住宅数は14,924戸になり、市内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で87.6%と推計されます。

住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ②+⑤	昭和55年以前 の住宅	耐震性を有 するもの	耐震改修を实 施したもの	耐震性が無 いもの	昭和56年以 降の住宅	耐震有の 住宅数 (③+④+⑥)	耐震化率 令和7年度 末推計値 (⑦/①)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
17,028	3,949	1,270	575	2,104	13,079	14,924	87.6%



(3) 特定建築物等[※]の耐震化の現状

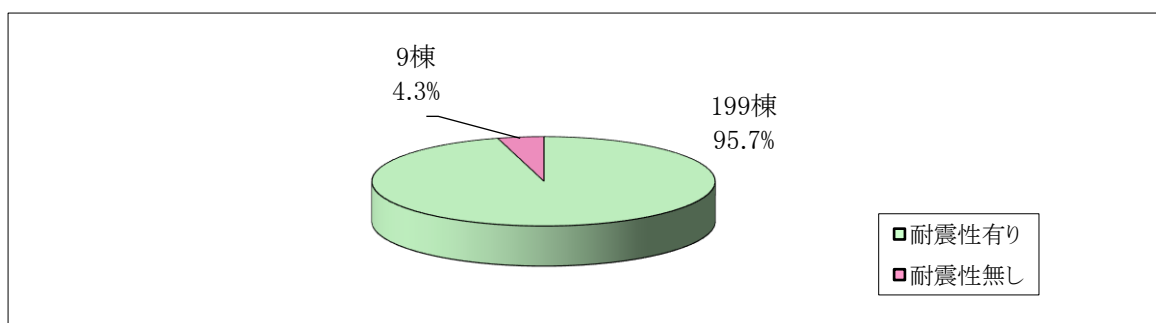
「多数の者が利用する特定建築物等」は、市内に208棟あります。このうち昭和55年以前に建築された54棟の中で耐震性を有するもの45棟を昭和56年以降に建築された154棟に加えた、199棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和7年度末で95.7%と推計されます。

「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物 (②+⑤)	昭和55年以前の 特定建築物	耐震性を 有するもの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の特定 建築物	耐震性有の 特定建築物 (③+⑤)	耐震化率 (令和7年 度末 (推定値) (⑥/①)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
208	54	45	9	154	199	95.7%



※ 特定建築物等について

本計画では、法第14条で規定している用途及び規模に該当する建築物を「特定建築物等」とし、同法で規定している「既存耐震不適格建築物」（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に適用を受けているもの）と区別している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する建築物」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物」という。）

「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。

- ・ 災害時の拠点となる建築物
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物
- ・ 特定多数の者が利用する建築物

「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」

(単位：棟)

区分	用途	昭和55年 以前の建築物 ①	うち、耐震性 あり	昭和56年 以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和7年) ⑤ (④/③)	
災と 害なる 時の建 拠 点 物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	23	22	56	79	78	98.7%	
	公共建築物	県	0	0	18	18		
		富士吉田市	20	20	22	42	42	
	民間建築物		3	2	16	19	18	
不 利 用 す る 建 築 物 の 者 が	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	9	7	23	32	30	93.8%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0	
		富士吉田市	6	6	2	8	8	
	民間建築物		3	1	21	24	22	
特 定 利 用 す る 建 築 物 の 者 が	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	22	16	75	97	91	93.8%	
	公共建築物	県	5	5	9	14	14	
		富士吉田市	8	8	17	25	25	
	民間建築物		9	3	49	58	52	
計		54	45	154	208	199	95.7%	
	公共建築物	県	5	5	27	32	32	100.0%
		富士吉田市	34	34	41	75	75	100.0%
	民間建築物		15	6	86	101	92	91.1%

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

(4) 耐震診断の義務化対象道路沿道の民間の特定建築物

耐震診断の義務化対象道路沿道の民間の特定建築物については、平成27年度当初に山梨県による実態調査を完了しており、平成30年度に義務化対象道路の見直しを行い、令和2年度に対象となる全ての建築物の耐震診断が完了しました。今後は国及び山梨県と連携し耐震診断義務付け対象建築物についての耐震化を推進していきます。なお、対象道路沿いの建築物については下表のとおりです。

耐震診断の義務化対象道路沿道の民間建築物の現状

(単位：件)

対象道路沿	診断義務建物	診断済	耐震化済 (除却含む)	耐震化率
国道 137 号沿	6	6	1	53.1%
国道 138 号沿	4	4	0	
国道 139 号沿 (上暮地)	5	5	3	
国道 139 号沿 (本町)	11	11	11	
市道月江寺 大明見線沿	2	2	0	
市道 昭和通り線沿	4	4	2	
合 計	32	32	17	

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」、並びに「耐震診断の義務化対象道路沿道の民間の特定建築物」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

① 令和17年度の耐震化率の推計

建築物の老朽化等に伴い、建替えや除却が進み、耐震性を有さない建築物が減少するため、耐震化率は経年とともに向上します。

こうした状況から、これまでの建替え等の動向を踏まえて推計すると、令和17年度末における住宅の耐震化率は96.8%となります。

建替え等に伴う更新による令和17年度の耐震化率の推計

(単位：棟)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 住宅			昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (令和2年 度末 推定値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 (令和7年 度末) ⑧ (⑥/①)
		②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④				
令和7年度	17,028	3,949	1,845	2,104	13,079	14,924	87.6%	
令和17年度	17,028	1,522	971	551	15,506	16,477		96.8%

※令和7年度と令和17年度の住宅総数については、直近の過去10年間の世帯数の増減がほぼ横ばいであったため、同数での推計とする。

② 令和17年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本的な方針において、住宅の耐震化率については、令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。また、山梨県においても「耐震改修促進計画」において同様の目標設定としています。

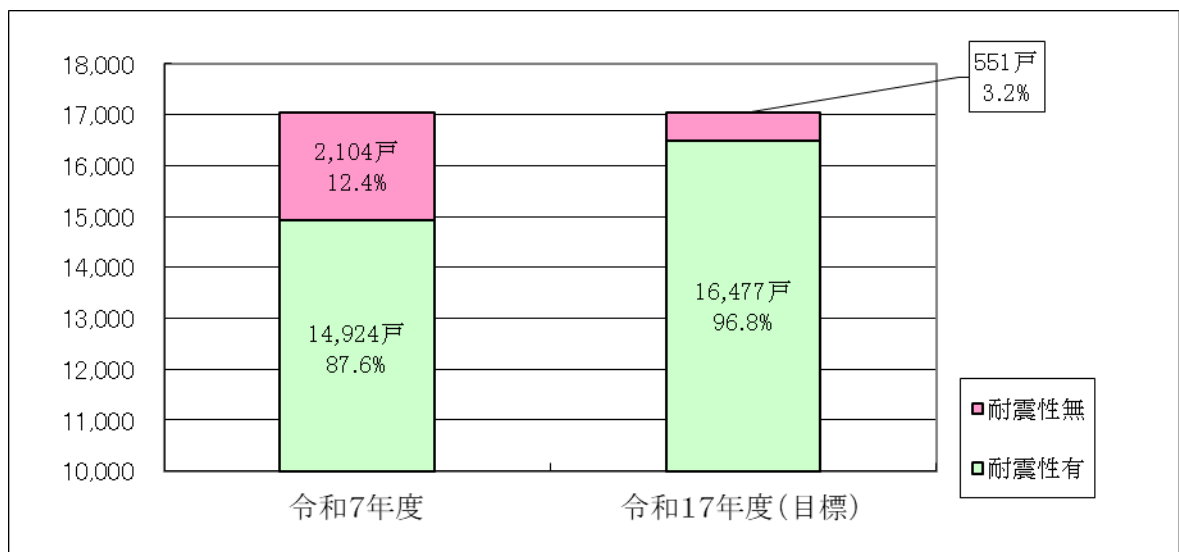
このため本市においても、国の基本的な方針及び山梨県の「耐震改修促進計画」、本市の現状を踏まえ、令和12年度末における住宅の耐震化率の目標を95%、令和17年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

目標を達成するためには、住宅・土地統計調査を基に推計すると、今後10年間で約1,500戸の耐震化が必要となります。建替え等に加え、的確な施策の実施により促進を図ります。

令和17年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数		昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数	耐震化率 (令和2年度末推定値)	耐震化率の目標 (令和7年度末)
① (②+⑤)	②	③ 耐震性を有するもの	④ 耐震性が無いもの	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)	
令和7年度	17,028	3,949	1,845	2,104	13,079	14,924	87.6%	
令和17年度	17,028	1,522	971	551	15,506	16,477		96.8%



(2) 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率の目標設定

市有建築物については、本市の耐震化に関する整備プログラムに基づき、令和2年度末時点で全ての耐震化を完了しており、また県有建築物についても既に耐震化が完了していることから、市内公共建築物の耐震化率は100%となりました。

民間建築物の耐震化については、令和7年度末時点で91.1%となります。

これについては、国の基本方針において目標値が示されていないため、本市としても数値的な目標設定は行いませんが、今後も山梨県と連携し耐震性が不十分な建築物の耐震化が図れるよう努めることといたします。

(3) 耐震診断の義務化対象道路沿道の民間の特定建築物の耐震化率の目標設定

耐震診断の義務化対象道路沿道の民間の特定建築物については、令和7年度末時点での耐震化率は、53.1%となります。

国の基本的な方針においては、令和12年までに60%とすることを目標としています。今後も山梨県と連携し耐震性が不十分な建築物の耐震化が図り、早期に耐震性が不十分なものをおおむね解消できるよう努めることといたします。

4 市有建築物の耐震化の目標

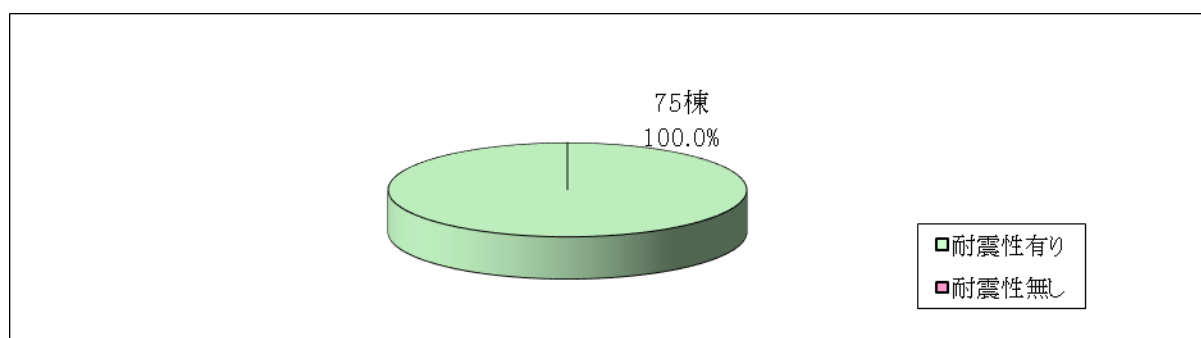
市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震性を有している必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、「多数の者が利用する特定建築物等」のうち市有建築物は75棟あります。そのうち昭和55年以前に建築されたものが34棟あり、その全てで耐震性が確保されています。これに昭和56年以降に建築された41棟を加えた75棟が耐震性能を有していることから、市有建築物の耐震化率は令和7年度末で100%となります。今後も引き続き適切な維持管理に努めます。

市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状（単位：棟）

区 分	昭和55年以前 の建築物 ②		昭和56年 以降の 建築物 ①	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
	耐震性					
	有	無				
災害時の拠点となる建築物	20	0	22	42	42	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	6	0	2	8	8	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	8	0	17	25	25	100.0%
内、市営住宅	8	0	14	22	22	100.0%
計	34	0	41	75	75	100.0%



(2) 耐震診断の結果等

昭和55年以前に建築された、市有の特定建築物の耐震診断結果等については、ホームページにて公開しています。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、本市はこうした所有者等の取り組みを支援するために山梨県と連携し必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、山梨県、本市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 本市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、山梨県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、市有建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していくことが必要となります。

特に、法第14条第1号で規定する既存耐震不適格建築物の所有者等は、利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

また、法第14条第2号及び第3号で規定する既存耐震不適格建築物の所有者等は、建物が倒壊した際の周囲に及ぼす影響を認識し、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることが必要となります。

(3) 建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組み、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、建築物及びブロック塀等の安全対策を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

本市が実施している住宅の耐震に関する支援事業の概要は、次のとおりです。

支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

1 富士吉田市木造住宅耐震診断事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	富士吉田市

2 富士吉田市木造住宅耐震改修等事業

事業内容	住宅の耐震改修工事に関する設計及び工事に対する補助 住宅の耐震建替工事に関する設計及び工事に対する補助
対象	耐震診断の総合評点が1.0未満と診断された昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	個人

3 富士吉田市木造住宅耐震シェルター設置支援事業

事業内容	住宅の耐震シェルター・防災ベッド設置に対する補助
対象	耐震診断の総合評点が0.7未満と診断された昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	個人

4 富士吉田市ブロック塀等撤去改修促進事業

事業内容	ブロック塀等の安全対策に対する補助
対象	道路等に面するブロック塀で高さが1m以上のもの
事業主体	個人・法人

(2) 既存耐震不適格建築物に関する支援策

既存耐震不適格建築物について、富士吉田市が実施している支援事業の概要は次のとおりです。

1 富士吉田市災害時避難路通行確保対策事業

事業内容	緊急輸送道路等の沿道建築物への耐震化に対する補助
対象	昭和56年5月31日以前に建築された通行障害既存耐震不適格建築物
事業主体	個人

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、市民の理解と関心を高めることが重要です。

このため、ホームページやパンフレット等を通じて耐震診断・耐震改修に関する情報を分かりやすく提供し、耐震化の意識啓発を行います。

また、無料相談窓口を県庁（建築住宅課及び各建設事務所）並びに富士吉田市役所都市政策課に設置し、耐震化に関する相談に随時対応します。山梨県が実施する「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」では、必要に応じて専門家を現地に派遣し、現地相談にも対応します。

以上の活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物等の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

富士吉田市では、山梨県と連携し被害の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き適切に指導します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

平成30年6月、本市においては災害に強いまちづくりのより一層の推進を目的とし、市内に存する危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の倒壊又は転倒による災害を防止するために、これらの塀の撤去及び改修事業を実施する者に対し、補助金交付制度を創設いたしました。今後も避難路、通学路及び避難場所に面しているブロック塀等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、安全対策が講じられるよう引き続き指導します。

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると建物被害がない場合でも家具等が転倒散乱し、これにより負傷したり、避難等への妨げとなります。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止対策についてパンフレット等による普及・啓発を引き続き実施します。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、山梨県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路について

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務化対象道路）

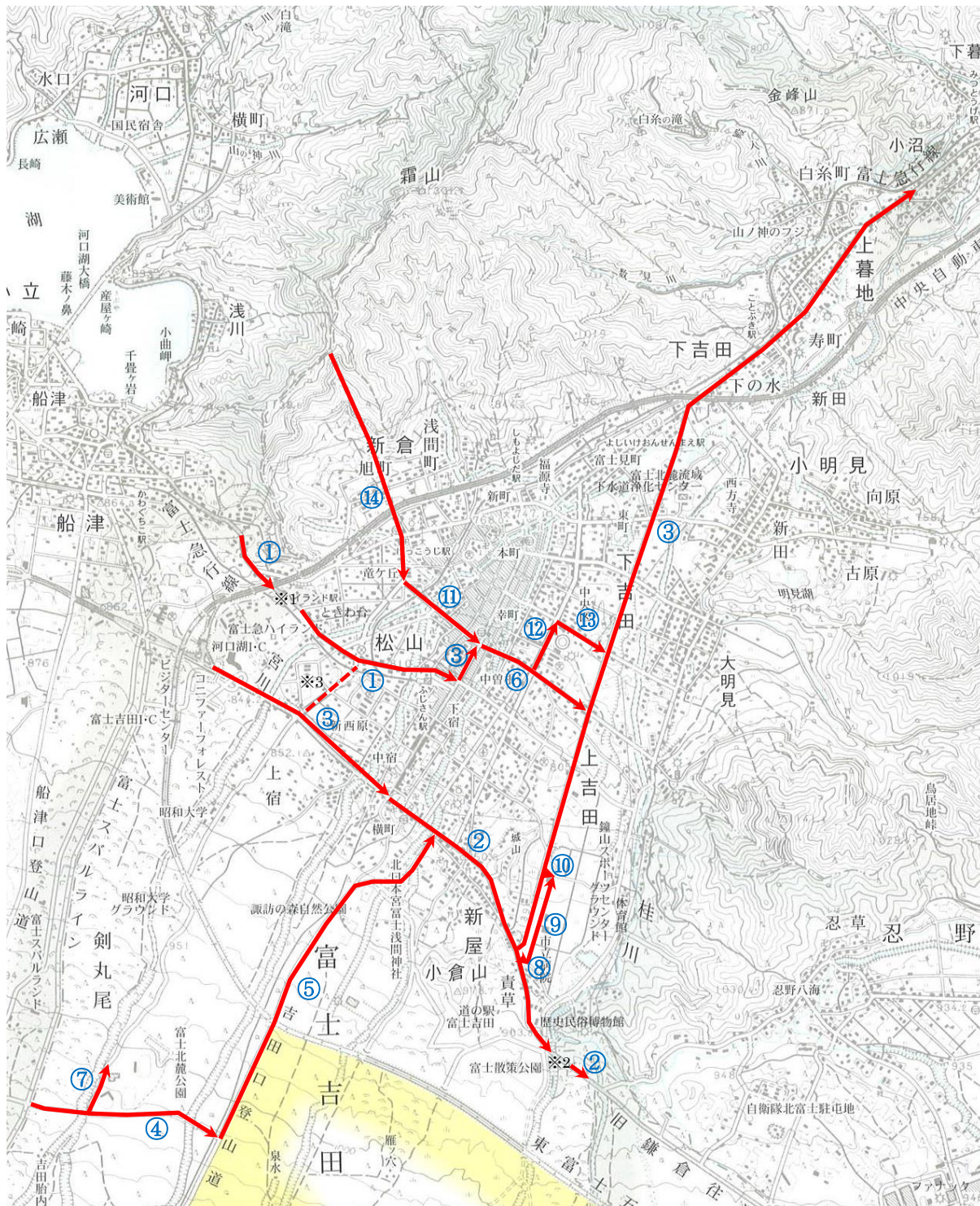
災害時における市外からの物資輸送路の確保などの災害応急対策の円滑な実施を目的とし、山梨県地域防災計画において指定した緊急輸送道路のうち、本市に存在する当該路線に加えて、これを補完するために、市内にある3施設（市立病院・富士北麓公園・富士吉田市役所）を相互に結ぶ路線を防災上重要な避難路とし、併せて指定します。（表2-1・図2-1）

この指定によって、当該道路の沿道建築物で後述の条件（表2-2）に該当する建築物の所有者は、定められた報告期限までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁である山梨県に報告する義務が生じます。なお、本市では令和3年3月時点で対象となる全ての建築物についての耐震診断は完了しており、今後は国及び山梨県と連携し当該建築物についての耐震化を推進していきます。

表 2 - 1 耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の適用を受ける道路

No.	道路名	起点	終点
①	国道 137号	新倉 2676-2 (J マート入り口前)	新倉 2617-2 (グリル赤坂前)
		市道武蔵 4 号線交点 (ほっともつと前)	国道 139 号交点 (金鳥居交差点)
②	国道 138号	国道 139 号交点 (上宿交差点)	山中湖村飛地境 (富士見橋手前)
		山中湖村飛地境 (富士見橋から約 200m 東)	山中湖村飛地境 (起点から約 160m 東)
③	国道 139号の一部	富士河口湖町境 (中央道河口湖 IC 手 前)	上宿交差点
		国道 139 号交点 (金鳥居交差点)	県道山中湖忍野 富士吉田線交点 (中曽根交差点)
		上吉田 1417-1 (富士見バイパス南交差 点)	西桂町境 (滑川アルミ(株)前)
④	県道 富士北麓公園線の一部	富士河口湖町境 (胎内洞窟入り口交差点)	市道富士上吉田線 交点 (スポーツ公園橋先)
⑤	県道 富士上吉田線の一部	県道富士北麓公園線 交点 (雪中山竈記念碑先)	上吉田 1092-5 (富士浅間神社東交差 点)
⑥	県道 山中湖忍野富士吉田線の一 部	国道 139 号交点 (中曽根交差点)	下吉田 2386-3 (お茶屋町東交差点)
⑦	市道 昭和大学通り線の一部	県道富士北麓公園線 交点 (北麓公園南)	上吉田 4913-5 (北麓公園駐車場入口 前)
⑧	市道 城山東 2 号線の一部	国道 138 号交点 (上吉田 2241)	城山東 4 号線交点 (上吉田 6533)
⑨	市道 城山東 4 号線	市道城山東 2 号線交点 (上吉田 6532)	市道城山東 5 号線 交点 (城山公園南)
⑩	市道 城山東 5 号線	国道 139 号交点 (市立病院入口交差点)	市道城山東 4 号線 交点 (城山公園南)
⑪	市道 中央通り線の一部	竜ヶ丘 1 丁目 898-615 (竜ヶ丘 5 差路交差点)	国道 139 号交点 (中曽根交差点)
⑫	市道 昭和通り線の一部	県道山中湖忍野 富士吉田線交点 (お茶屋町交差点)	市道月江寺 大明見線交点 (市役所前交差点)
⑬	市道 月江寺大明見線の一部	市道昭和通り線交点 (市役所前交差点)	国道 139 号交点 (市役所東交差点)
⑭	市道 新倉南線	富士河口湖町境 (新倉トンネル内)	市道中央通り線交点 (竜ヶ丘 5 差路交差 点)

図2-1 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路



- ※1 … ①の国道137号線区間中、富士河口湖町行政区域内の箇所
- ※2 … ②の国道138号線区間中、山中湖村行政区域内の箇所
- ※3 … 破線部分の路線については、該当の可否について今後検討を要します

表 2-2 義務化対象となる建築物の要件

以下の両方の要件を満たすもの

- ① 昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物
- ② 下図のように倒壊時に指定道路の半分を閉塞するおそれのある指定道路沿道建築物

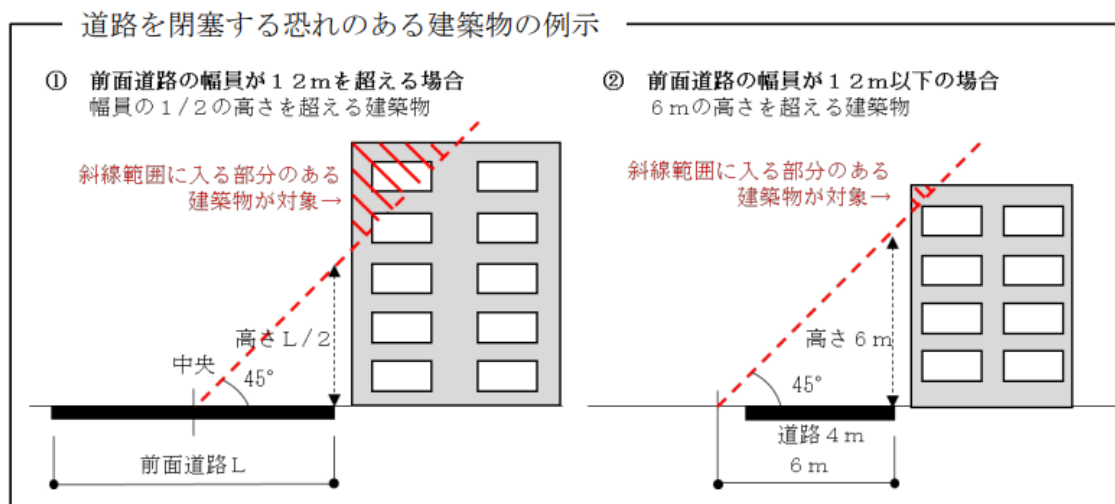


表 2-3 要緊急安全確認大規模建築物について

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物で、下表の義務化対象用途及び要件を満たす建築物については「要緊急安全確認大規模建築物」とされ、法の中で「耐震診断の実施」と「診断結果の報告」が義務付けられ、報告期限が定められている建築物です。

用途	義務付け対象となる規模 (階数は、地階を含む)	
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積の合計 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ床面積の合計 1,500 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（一般公共の用に供されるもの）		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上 ※規制対象となる危険物の量及び敷地境界線からの距離が表 2 に該当するものに限る

(2) ブロック塀等の撤去・改修に関する事業の対象となる避難路等

1 富士吉田市のブロック塀等に関する事業のうち、国の補助制度である「社会資本整備総合交付金」の対象となるものは、次の部分に面するものとする。

- ① 富士吉田市地域防災計画で指定する緊急輸送道路
- ② 本計画で指定する避難路（耐震診断の義務化対象道路）
- ③ 学校安全計画に基づく通学路
- ④ 住宅、事業所等から避難場所へ至る経路であって、次の各号それぞれに該当するもの（避難経路）
 - 一 道路法の道路で幅員 1.8m以上であること
 - 二 避難場所まで合理的（最短）に至ることができるものであること
 - 三 複数の世帯（住民）が利用するものであること
- ⑤ 避難場所に隣接する敷地の避難場所に面する部分

※上記「避難場所」とは、富士吉田市地域防災計画に示す

避難場所（一時集合場所・指定緊急避難場所・指定避難所）及び福祉避難所とする。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

本市では、耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの公表

住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策等を自らの問題又は地域の問題として意識するためには、住民にとって身近な情報として感じられるように、想定される地震の震度の程度を示す地震ハザードマップが有効です。

本市では、山梨県にて作成されている震度分布図などの地震ハザードマップの情報を、積極的に提供します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、山梨県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、分かりやすい情報の提供に努めます。

3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットを、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布により、市民に対し情報の提供に努めます。

4 戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化への普及啓発と耐震診断・耐震補強工事等を促進するため、戸別訪問を行い、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申込受付を実施していきます。

5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本市では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、自治会や自主防災組織等と協働し、住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

6 税制の周知・普及

一定の耐震改修工事を行った場合に受けられる優遇税制の広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

必要な事項

1 山梨県、富士吉田市、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、山梨県、富士吉田市及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行います。

2 富士吉田市内での耐震化促進体制の構築

本市での適切な耐震化を促進させるため、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を積極的に行う地域の自治会や自主防災組織等と協働した体制の構築を図ります。

3 耐震化に関する支援の活用

国及び山梨県が行う補助・融資・税制などの支援制度を活用し、住民や建物所有者が耐震対策に向けて自主的・主体的に取り組めるように支援を行います。